

新型コロナウイルスワクチンのお知らせ

【ワクチンについて】

65 歳以上の人の接種に供給されるワクチンはファイザー社製ワクチンです。このワクチンは1つの容器あたり5回分の接種が可能で、1箱で975回分のワクチンが入っています。このワクチンは、1人につき2回接種する必要があり、1回目の接種後に20日の間隔をあけて2回目の接種を行い、1箱で487人が接種できます。

【ワクチンの接種順位について】

現在、国から供給されたワクチンは限られた量であることから、感染リスクの高い老人保健



施設などから接種を開始しています。

【接種費用について】

ワクチンを接種するための自己負担はありません。「安価な料金で接種ができる」といった勧誘など特殊詐欺には十分ご注意ください。

【接種手続きなどに関する相談】

弘前市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター（☎ 0120-567-745、月～金曜日の午前9時～午後8時、日・祝日の午前9時～午後5時）※今後、国からのワクチン供給量に伴い、ワクチン接種の予約開始時期、予約方法、接種会場を個別に文書でお知らせしますので、医療機関などへの問い合わせは控えてください。

不明な点は
問い合わせを

市民税課からのお知らせ

【市民税・県民税に関する証明書の発行について】

令和3年度（令和2年中の所得分）の市民税・県民税「所得・課税証明書」を6月10日（木）から発行します。申請の際には、申請者本人（窓口に来た人）の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）を持参してください。

なお、代理人（同居の親族を除く）が申請する場合は、委任状または同意書が必要です。ただし、弘前市パートナーシップ宣誓書受領証を提示する人が同居のパートナーの分の証明書を取得する場合は、委任状・同意書は不要です。

▼**交付窓口** 市民税課（市役所2階）／市民課（市役所1階、総合窓口）／総合行政窓口（駅前町、ヒロロ3階）／岩木・相馬総合支所民生課／市民課城東分室（末広4丁目、総合学習センター内）／各出張所

▼**受付時間** 平日の午前8時30分～午後5時
※総合行政窓口＝平日…午前8時30分～午後7時、土・日曜日、祝日…午前8時30分～午後5時。

▼**手数料** 1通＝300円

【税額決定／納税通知書の送付について】

市民税・県民税が課税となる人に、新年度の「市民税・県民税税額決定／納税通知書」を6月10日に発送します。

なお、市民税・県民税が給与から天引きされる人は、勤務先から特別徴収税額の決定通知書が配布されます（事業所には5月19日に発送）。

問い合わせの際は通知書番号（宛名番号）を確

認しますので、通知書を用意の上、連絡を。

【公的年金等からの天引き（年金特別徴収）】

4月1日現在で65歳以上の公的年金等の受給者は、原則、公的年金等にかかる市民税・県民税が公的年金等から天引き（年金特別徴収）されます。

今年度から年金特別徴収が始まる人（昨年度に特別徴収が中止になり、今年度から再開する人も含む）は、今年度の市民税・県民税の2分の1を納付書で納めることになります（普通徴収）。残る2分の1は10月、12月、翌年2月の公的年金等から天引きされます。

【3月16日以降に申告書を提出した人へ】

3月16日以降に所得税の確定申告書および市民税・県民税の申告書を提出した人は、その申告内容が当初の「市民税・県民税税額決定／納税通知書」に反映されていない場合があります。その場合は、6月下旬以降、対象の人に税額変更通知書を送付しお知らせします。

また、所得・課税証明書についても同様に、申告内容が反映されていない場合があります。所得・課税証明書を窓口で取得する際には、窓口でご自身で内容を確認の上、取得してください。

■**問い合わせ先** 所得・課税証明書について…市民税課諸税係（☎ 35-1117）／給与特別徴収、年金特別徴収について…市民税課市民税第一係（☎ 40-7024）／市民税・県民税、普通徴収について…市民税課市民税第二・第三係（☎ 40-7025、☎ 40-7026）

対象の人は
申し込みを

弘前市に移住し就業等をした人に移住支援金を支給

▼**支給の対象となる人** 次のA・Bのいずれにも該当し、かつ、①～⑤のいずれかに該当する人
A. 移住する直前10年間のうち通算5年以上、かつ移住する直前に連続して1年以上、東京23区内に在住または東京圏に在住し東京23区内に通勤していた人
B. 令和2年4月20日以降に移住し、申請日から5年以上当市に継続して居住する意思がある人

①就業先が県が運営するマッチングサイト「Aomori-Job」に掲載されている移住支援金対象法人であること

②内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業、または先導的人材マッチング

事業を利用して就業した人

③所属先企業等からの命令ではなく、本人の意思で移住し、引き続き業務をテレワークで実施する人
④過去に弘前市に住所を有したことがあるひろさき移住サポートセンターの相談者で、当市への移住時の年齢が40歳未満であり、就職、転職、就農、事業承継または起業をする人

⑤県実施の起業支援金の交付決定を受けている人

▼**支給額** 2人以上の世帯での移住の場合＝100万円／単身での移住の場合＝60万円

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

■**問い合わせ先** 商工労政課（市役所5階、☎ 35-1135）

大会の費用などを
補助します

弘前市障がい者スポーツ支援事業費補助金

障がいがある人にも気軽にスポーツに親しんでもらうための環境整備やスポーツ教室、講演会などに要する経費を助成します。

▼**対象団体** 障がい者を支援する団体やスポーツ団体など（市内に事業所のある団体に限る）

▼**対象事業** スポーツ大会やスポーツ教室、アスリートによる講演会や指導者への講習会など（市内で実施する事業で、事業の参加者は広く地域から募集されること、また、営利目的や特定の個人・団体が利益を受ける事業でないこと、市の他の補助金の交付を受ける見込みがないことなどが条件）

▼**募集期間** 随時（先着順。予算が無くなり次第終了）

▼**対象経費** 謝礼、旅費、消耗品費、スポーツ競技用具費など

▼**補助金額** 補助対象経費の実支出額の合計額から市以外の者から交付される補助金や参加費等の額を控除した額または50万円のいずれか少ない額

▼**申請方法** 申請書に必要書類を添えて提出を。
※申請書等はスポーツ振興課で配布しています。

■**問い合わせ・提出先** スポーツ振興課（市役所4階、☎ 40-0583）

弘前市市民活動保険制度



市では、「弘前市協働によるまちづくり基本条例」に基づいて、市民の皆さんが安心して地域活動やボランティア活動ができるように、事前の申し込み不要の保険制度を実施しています。

▼**対象** 市内に活動の本拠地を置く市民活動団体が行う活動に参加するボランティア、スタッフ、個人でボランティア活動を行う市民

▼補償内容

○傷害保険…活動者自身が活動中に事故でけがをしたとき（事故発生から

180日以内の死亡、後遺障害、入院、通院に限る）＝2,000円～500万円
○賠償責任保険…活動者または活動団体の過失により他人にけがをさせた場合や、他人のものを壊して損害賠償を求められ、法律上の賠償責任を負う場合＝1事故最大2億円

▼**その他** 保険金の請求には、具体的な活動内容や事故の状況などの書面の提出が必要です。詳細は問い合わせを。

■**問い合わせ先** 市民協働課（☎ 40-7108）

▼ボランティア活動の例



〈町内の草刈り活動〉



〈防災活動〉



〈河川などの清掃活動〉